

随意契約理由書

件 名	本庁舎スクリーヒートポンプ及び氷蓄熱装置保守点検業務
契約の相手方	株式会社 神戸製鋼所
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
<p>随意契約の理由</p> <p>当該機器は、本庁舎空調用冷温水を製造している熱源機器であり、庁舎空調管理に必要な不可欠な設備である。</p> <p>安全かつ安定的な稼働のために、本業務を行う。</p> <p>当該機器は上記業者が独自の構造規格をもって製造設置したものである。</p> <p>本業務には、季節ごとの保守点検、法令に基づく定期点検、また機器異常時の点検・整備・調整が含まれている。よって本業務を行うには、製造業者しか知り得ない機器内部の専門的な技術を要するため、製造業者以外では実施が不可能である。</p> <p>また、部品類のほとんどが自社製品のため、交換部品類の供給も他の業者では困難である。</p> <p>以上の理由から、本業務を確実に履行できるのは上記業者以外にはないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	行財政局庁舎管理課庁舎管理係 (電話番号 322-5067)